岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則

(目的)

- 第1条 岡山学院大学岡山短期大学(以下「本学」という。)に、ヒトを直接の対象として、個人からそのヒトの身体・嗜好・生活習慣等に関する情報・データを収集・採取して行う研究(以下「ヒトを対象とする研究」という。)における倫理に関する事項を審議するため、岡山学院大学岡山短期大学研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議基準)

- 第2条 委員会は、研究責任者から提出された申請書に基づき、その実施計画の内容 等の事項について、次の基準に基づき審議を行うものとする。
 - (1) 人間の尊厳と人権の尊重
 - (2) 事前の十分な説明と自由意思による同意 (インフォームド・コンセント)
 - (3) 個人情報の保護の徹底

(組織)

- 第3条 委員会は、学長が必要と認めた者若干名の委員をもって組織する。
 - 2 委員会の委員は、学長が任命する。
 - 3 委員のうち、1名は本学以外の者とする。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が任命する。

(議長)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
 - 2 委員会の審査の判定は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員会に関する事項の公開)

第8条 委員会の組織、審査過程、判定結果その他委員会に関する事項は、個人の人権 若しくはプライバシー又は研究に係る独創性若しくは知的所有権を害するお それがあるものを除き、公開するものとする。 (専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務部において行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て理事長が行うものとする。

附則

第1条 この規則は、平成30年10月31日から制定施行する。

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日

岡山学院大学岡山短期大学

「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会 御中

研究申請者 所属

職名

氏名

(EJ)

①研究テーマ
②研究責任者(所属・役職等)
共同研究者(所属·役職等)
③研究期間
④研究の目的・意義・公益性(社会的意義)
⑤研究計画の概要
⑥対象者募集の方法
⑦研究成果の見通し
⑧想定されるリスクとその対策・身体的侵襲やリスクと公益性の関連
⑨インフォームする内容とインフォームの方法(注1)
⑩個人情報の保護の方法(管理・撤廃方法を含む)及び対象者に対する倫理的配慮
⑪研究成果の公表の方法
⑫研究倫理審査委員会規則第2条を遵守する旨の誓約
年 月 日
署名即

(注1)対象者に対する説明書、同意書、同意撤回書を添付してください。 その他、審査に必要な書類を添付してください。